

令和8年度銃砲刀剣類登録審査会日程表

	審査日	審査対象	会場
第1回	令和8年5月21日(木)	刀剣類	福島県いわき合同庁舎 4階 大会議室 (受付) 4階 中会議室 (審査会場)
第2回	令和8年7月21日(火)	銃砲類 ・ 刀剣類	郡山市労働福祉会館 2階 中ホール (受付) 2階 第3及び第4会議室 (審査会場)
第3回	令和8年9月17日(木)	刀剣類	福島県会津若松合同庁舎 本館3階 会議室 (受付) 本館1階 会議室 (審査会場)
第4回	令和8年11月24日(火)	刀剣類	杉妻会館 3階 石楠花 (受付) 3階 鈴蘭 (審査会場)
第5回	令和9年2月16日(火)	銃砲類 ・ 刀剣類	郡山市労働福祉会館 2階 中ホール (受付) 2階 第3及び第4会議室 (審査会場)

※ 受付会場と審査会場が別室へ変更となる場合があります。御了承ください。

1 受付について

- (1) 会場に到着後、「登録審査会受付簿」に氏名、刀剣・銃砲の数、代理人氏名を記入していただきます。受付順に審査を行いますので、名前を呼ばれた方は、審査会場受付に移動していただき、持参した書類の確認後、銃砲刀剣類を担当職員へ預けていただきます。
- (2) 銃砲1丁もしくは刀剣1振につき、約20分の審査時間がかかります

2 審査会時間について

午前は10時から正午まで、午後は1時から3時までです。正午から午後1時までは昼休み時間となります。なお、審査状況によって時間が前後することがあります。

また、管轄の警察署へ発見届を提出し、かつ持参する銃砲刀剣類の数が3丁(3振)以上の方は、午後1時からの受付となりますので、御理解・御協力お願いいたします。

3 銃砲類の登録審査について

第2回(令和8年7月21日)及び第5回(令和9年2月16日)の2回のみです。

なお、この回以外では審査できません。

4 その他

- (1) **登録証の交付は後日(審査会終了後、約2～3週間後)郵送となります。**
なお、登録証が届くまでは売買等の所有者変更は行えませんのでご注意ください。
- (2) 第2回及び第5回審査会場の郡山市労働福祉会館は、福島県郡山合同庁舎の北西に徒歩10分ほどの場所にあります。
(住所：郡山市虎丸町7-7、電話：024-932-5279)
- (3) 第4回審査会場の杉妻会館は、福島県庁から南に徒歩1分ほどの場所にあります。
(住所：福島市杉妻町3-45、電話024-523-5161)
- (4) 収入証紙は、県庁及び県の各合同庁舎等で販売しておりますが、**郡山市労働福祉会館及び杉妻会館では販売しておりません**ので、事前に最寄りの合同庁舎の売店等で購入していただくことになります。
- (5) **第4回審査会場である杉妻会館の駐車場につきましては、駐車可能台数に限りがありますので、満車の場合は、「県庁外来駐車場」をご利用願います。**
なお、「県庁外来駐車場」をご利用の際は、駐車券を審査会場まで、お持ちください。